

## 常勤監査役はなぜやめたのか～第一カッターの会計不正事件

※ 本稿は筆者個人の意見を記したものであり、一般社団法人 監査懇話会の公式な見解とは必ずしも一致しません。

### 1. 事件の概要

第一カッター興業（「ダイヤモンド工法」によるアスファルト・コンクリート構造物の切断・穿孔工事等を行う東証スタンダード上場の企業。以下「第一カッター」と称す）は、連結子会社である(株)K工事（ダイヤモンド工法を水中で施工を行う）において一部の役職員が内部書類の偽造等による「旅費交通費」の名目で過剰に資金を引き出し、接待等に使っていた。例えば、従業員から提出された旅費精算書を破棄して、全く別の旅費精算書を偽造し、予め定められた金額による会計上の費用（旅費交通費）として処理し、その差額を裏金とした。加えて、K工事との間において、物品や外注工事の発注が行われ、その際、一部に利益相反取引や関連当事者取引を含む不適切な取引（例えば同一取締役が、K工事と材料供給会社を兼務するなど）があった。

2019年3月、当時常勤監査役（K工事の監査役を兼務）だったW氏はK工事の旅費精算担当のC氏から「領収書をもらえない出費をしなければならぬ顧客がいる」と言われ、過渡的な措置であるとし、黙認することとした。2019年10月、第一カッター専務AやK工事の社長H氏及びC氏などから、裏金作りについて説明を受けたが、これを監査調書に記載するにとどめ、裏金の存在について第一カッターの取締役会にもK工事の取締役会にも報告しなかった（2021年10月8日第三者委員会の調査結果報告書（以下、調査結果報告書）83ページ）。

第一カッター社長T氏は、2019年10月のW氏の監査役監査調書によって内容を知っていた。その他の材料仕入れ等の利益相反取引を2014年常務取締役時代から知っていながらK工事への派遣取締役に口頭で注意したにとどまった。

### 2. 非常勤監査役I氏の調査

I氏は、2010年9月から第一カッターの非常勤社外監査役に就任し、2022年3月まで第一カッターの監査業務に携わってきた。

2019年10月、W氏から監査役監査調書をメールで受領していたが、K工事の裏金作りを認識していなかった。これについては「監査調書を入手した際に、その内容を第一カッター取締役会に速やかに報告していれば、問題の早期把握、影響の低減を図ることができた可能性があり、善管注意義務違反が認められる可能性も否定できない」と第三者調査委員会は指

摘している（調査結果報告書 87 ページ）。

I 氏は、2020 年 9 月ころ、第一カッターの取締役会で、K 工事から同社社長 H 氏への貸付が具体的に進んでいるとの話を聞き、そうであるなら、なぜ正式に第一カッターの取締役会に上程されなかったのかと第一カッター T 社長らの行動に不信感を持ち、内部監査室に指示してメールの監視を行わせたところ、K 工事にて裏金が作られ、K 工事の社長 H 氏及び同社営業部長によって費消されている可能性を把握し、Q 氏及び B 氏（所属は記載なし）に K 工事の会計システムの調査等を指示し、K 工事の営業部長から事情を聴くなどし、すでに開始されていた資材の購入についての取引についても疑義があるとして 2021 年 7 月 14 日の第一カッター取締役会で調査結果を報告し、外部の専門家を入れた調査を行うべきとの意見を述べた。

それを受けて作られた第三者調査委員会の調査結果報告書が 2021 年 10 月 8 日提出された。その中で、I 氏は社外監査役で非常勤でありながら、Q 氏及び B 氏の協力を得て、取締役会に報告し、その是正を求めている点を評価している（調査結果報告書 87 ページ）。その報告をもとに同年 10 月 29 日に不祥事に関与した責任者が発表された。

第一カッター社長の T 氏は報酬自主返納、専務、常勤監査役 W 氏、及び非常勤監査役（I 氏ではない）は辞任。

K 工事の社長 H 氏及び第一カッターから派遣された取締役 2 名は退任、第一カッターから派遣された監査役 W 氏は辞任。

なお、同年 10 月 15 日の第一カッターの取締役会にて、不正に関与した役員及び従業員に対し全額を請求する方針を決議し、約 2 億 15 百万円を長期未収金として連結貸借対照表の投資その他の資産に計上し、過年度の資金流出額を一括して連結損益計算書の販売費の販売費及び一般管理費の戻し入れとして処理をした。

### 3. 常勤監査役 I 氏が就任そして辞任

（以下は「第 55 回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項」（以下、インターネット開示事項）7～10 ページに掲載された I 氏の「辞任の理由」を元に記載）

常勤監査役 W 氏が辞任し、その後任について、2021 年 11 月初旬、I 氏に会社の事務局から打診があり、I 氏は「不正の調査を行った行きがかり上、やむを得ず受諾した。（インターネット開示事項 8 ページ）」

社長からの就任要請は総会の僅か 2 日前の同年 12 月 14 日、電話でなされたのみであった。

2021 年 12 月 16 日の臨時株主総会后、同日最初の監査役会の協議を経て I 氏は常勤監査役に選任され、I 氏の監査役報酬も決定した。

監査役会直後に開催された取締役会で、監査役会の協議を経て決定した監査役報酬を通知したところ、ある取締役から「監査役がどこで何をしているのか、職務が報酬額に見合っているか、取締役会として把握する必要がある」との発言があった。

同年 12 月 20 日に社長からオンライン会議において、I 氏の監査役報酬について、既に決定済みにも関わらず、報酬額を任意の機関である指名・報酬委員会が過去に決定した金額に減額して欲しいとの要請があった。

I 氏はこの要請は、法的な機関である監査役会の意思決定が、社長の介入によって歪められ、その介入は不適切であったと認識しつつも、自らが常勤監査役に就任し、新たな監査体制を発足することでガバナンス上適切な監査環境を構築することを優先し、不要な混乱を避けるため、内心は強烈な不満を覚えたものの、やむを得ず応じた。

I 氏に影響を与えたのは、社長が、監査等委員会への機関設計を画策し、変更後、I 氏を監査等委員に選任しないことを企図していたことが監査で入手した資料等から判明し、たとえ I 氏が常勤監査役を続けた場合でも、社長が I 氏の排除を企画することは拒めないと判断したことであった。

I 氏は機関設計上、監査役会設置会社における監査役は「独任制」であり、取締役及び他の監査役から独立して調査を行えるが、監査等委員にはその「独任制」がない、ということの問題として捉えていた。

任意の指名・報酬委員会は、2021 年 4 月 14 日の取締役会で提案され、同委員会の委員に監査役は含まれておらず、当時非常勤の I 氏は、任意の機関が法定の機関である監査役の選任、報酬を審議することはガバナンス上問題があるとして、懸念を表明した。その際、取締役会事務局から、監査役会は同委員会の決定を退けることができる旨回答があった（インターネット開示事項 7 ページ）。I 氏は、監査役会が退けることができる指名・報酬委員会の運用には問題があると指摘した。

会社は、同年 5 月 21 日の取締役会で、任意の指名・報酬委員会の設置を決定した。

I 氏は、社長による、監査役会の協議を経て決定した監査役報酬に対する、減額要請・介入を遺憾に思っ、て、大学教員の道を選択、2022 年 3 月 31 日に辞任した。常勤監査役に就任してから 3 か月強であった。

なお、同社は、監査役会設置会社を継続している。

また、2023 年 4 月 12 日、第一カッターは、役員 1 名、元役員 2 名、当社連結子会社元役員 2 名を横浜地裁に、K 工事は、元役員 1 名を松山地裁に、損害賠償を請求する訴訟を提起した。

#### **私のコメント**

この事件で、第一カッターの取締役会事務局から、I 氏に対して、監査役会は同社の指名・報酬委員会の決定を退けることができる旨回答があったとのことである。

監査役の指名・報酬に関しては、会社法には次の規定がある。

343 条（監査役の選任に関する監査役の同意等）取締役は、監査役（会）がある場合において、監査役の選任に関する議案を株主総会に提出するには、監査役会の同意を得なければならない。監査役（会）は取締役に対し、監査役の選任を株主総会の目的とすること又は監

査役の選任に関する議案を株主総会に提出することを請求することができる。

387 条（監査役の報酬等） 監査役の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、株主総会の決議によって定める。監査役が二人以上ある場合において、各監査役の報酬等について定款の定め又は株主総会の決議がないときは、当該報酬等は、株主総会の決議による報酬等の範囲内において、監査役の協議によって定める。監査役は、株主総会において、監査役の報酬等について意見を述べることができる。

任意の指名・報酬委員会についてはコーポレートガバナンス・コード原則 4-10 の補充原則 4-10① ・ ・ 取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする独立した指名委員会・報酬委員会を設置することにより、指名や報酬などの特に重要な事項の関する検討に当たり、・・これらの委員会の適切な関与・助言を得るべきである。

コーポレートガバナンス・コードの指名・報酬委員会は「任意」の機関であり、強制力を持った会社法が優先されることは論を待たない。

社長が、ある者を監査役に任命するかどうかの意見を尊重しなければならないが、最終的には監査役（会）の決定が決めることだと思う。